

声を上げられる社会

—「強姦」・「慰安婦」の問題を中心に—

橋 本 有 美

目次

はじめに

1. 現在の「強姦」問題

1. 1 強姦の定義

1. 1. 1 強姦とは

1. 1. 2 「強姦」の発生状況

1. 2 強姦問題と被害者の「言えなさ」

1. 2. 1 被害者の「言えなさ」とは

1. 2. 2 被害者の「言えなさ」は個人の問題か社会の問題か

1. 3 強姦被害者に対する現在の政策対応

1. 3. 1 警察

1. 3. 2 医療機関

1. 4 1章を通しての考察

2. 「慰安婦」問題

2. 1 「慰安婦」とは何か

2. 1. 1 「慰安婦」の定義

2. 1. 2 「慰安婦」設置理由

2. 2 「慰安婦」問題の構造

2. 2. 1 慰安所での生活

2. 2. 2 「慰安婦」たちはどこから来たのか

2. 2. 3 「慰安婦」の強制連行はあったのか

2. 3 「慰安婦」問題に対する日本国政府の対応

2. 3. 1 「河野談話」とは

2. 3. 2 関係諸外国への償い

2. 4 2章を通しての考察

3. 声を上げられる社会に向けて

3. 1 人権侵害が起きる社会構造とは

3. 1. 1 無知ゆえの人権侵害

3. 1. 2 人権侵害と暴力

3. 2 声を上げられる社会のために

3. 2. 1 個人でできること

3. 2. 2 社会ができること

おわりに

参考引用文献

はじめに

ボランティア活動の一環として暴力を受けた女性や子どもの支援活動を大学 1 年時から行ってきた。配偶者から暴力を受けた女性とキャンプに行くという交流活動等がメインである。暴力被害者と会う一方、暴力の啓発活動も行ってきた。その他にも虐待を受けた子どもが暮らす児童養護施設の訪問や、児童相談所一時保護所でのアルバイト経験、「なぜ暴力は起きてしまうのか。」暴力の根源に潜む構造にも着目してきた。

このような支援・交流活動で、幅広い世代の暴力被害者と出会ってきた。さまざまなケースの暴力被害に触れるうちに、暴力と性の問題は密接に関わっていることに気付いた。

虐待で児童相談所に来る子どもの中にも実父や養父からの性被害を受けて入所してくる女兒もいた。私が児童相談所でアルバイトをしていた 2 年間の間で恐らく 10 名弱ほどいた。児童相談所の当時の職員の方によるとこの数字は多いものであり、性虐待を受けた女兒は退所。入所の波の中でも常に入所している状態であると言う。この実情に触れたとき正直、幼い子どもが性虐待を受けているという現実を受け入れることができず、多くの葛藤をした記憶がある。

ドメスティック・バイオレンス被害を受けた女性や子どもにも多数お会いしてきた。どの方も身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力を過去に夫から受けていた方たちである。被害体験を聞く中で、多くのケースに共通していることがあることに気付いた。それは、性暴力を受けていた、ということである。以前、ある講義で「結婚は売春契約である」という話を聞いたことがある。この言葉を最初聞いたとき、この言葉の意味が理解できなかったが、今ならこの言葉の意味を理解する材料は揃っているように感じる。

性の問題に触れ、性暴力被害から女性の人権についても考えてきた。女性が被害者の場合で、レイプ被害を被っているにも関わらず、その被害の原因を女性そのものに求めようとする社会が見えた。そして、被害を受けた被害者が社会から非難を受け、守られない現状も見えた。

性の問題を考えてきた際に、この問題を抱える人々の「言えなさ」にも触れてきた。その「言えなさ」とは、「被害に遭ったと言えない」ということ、「相手に遠慮して自分の本当の気持ちを言えない」ということである。問題が起きても言えない、それが原因で被害を受けた人々が更に追いつめられ、社会から孤立してしまうのではないかと考える。しかし、それは何も女性に限った問題ではないのかもしれない。強者と弱者が存在する世界において、誰かが辛い思いをすることも必然なのかもしれない。しかし、その辛い思いをしている誰かを政策や社会全体が認識し、支え、救うことが今求められているように感じる。

本論では、強姦問題と慰安婦問題に焦点を当て、人権侵害が起きる社会構造について考察を進めていく。第 1 章では強姦に関する考察を行う。性被害や強姦の定義と事実の考察を踏まえ、そこから強姦の発生要因や社会的構造について考察する。更には被害者を救う民間機関や行政機関、政策といったセーフティネットの考察を行う。続いて 2 章では「慰安婦」の問題に言及する。「慰安婦」の被害事実や歴史的背景と日本の公人の「慰安婦」に対する発言を検証する。第 3 章では、現在の強姦と「慰安婦」問題に対する解釈を検証した上で、女性の声を社会に届けるための意識改革、女性の人権が守られる社会の在り方に

について考察することを目的とする。

1. 現在の「強姦」問題

1. 1 強姦の定義

1. 1. 1 強姦とは

この章では「強姦」にまつわる問題性やそこから見える社会の問題性について考察していく。強姦の定義や現在の強姦の発生件数、被害者の心情、被害者を取り巻く社会の価値観について触れることで、強姦の陰に潜む問題性について言及する。

まず、強姦とは刑法上ではどのような定義になっているのか条文を引用する。刑法とは犯罪と刑罰について規定した法律のことである。刑法第 22 条わいせつ、姦淫及び重婚罪第 177 条によると強姦は「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。」¹と明記されている。刑法から強姦の定義を見ていくと、暴力を用いて女性に性交を強いることと考えることができる。

第 176 条には強制わいせつについて定めた条文がある。「十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。」²となっている。強制わいせつの対象が「男女」になっているのに対し、強姦の場合は「女子」と限定されている点に注目したい。刑法の条文から分かるように、強姦とは女性が被害者になり男性が加害者になる、という構図に限定されており、その状況を想定して強姦問題に取り組むことが前提とされているのである。この要件を含め、現在強姦罪の見直しがされようとしている。

『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進³では、性犯罪に関する所規定の厳正な運用と適正かつ強力な操作の推進を掲げ、重要課題の一つとして強姦罪の見直しについて検討を行っている。見直しの主な項目は以下の 3 点となっている。

一点目が非親告罪である。親告罪の規定は、被害者の名誉や被害者保護のためであるが、告訴がなければ訴追されず、被害が顕在化するなどを理由に廃止が適当であるとの見解が示されている。

¹ 刑法 刑法第 22 条 177 条 強姦 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html> (2013.12.15 閲覧)

² 刑法 刑法第 22 条 176 条 強制わいせつ
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>
(2013.12.15 閲覧)

³ 『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進 内閣府男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査報告書 (H.24.7)
<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/hbo07-0.pdf>
(2013.12.15 閲覧)

二点目は、暴行又は脅迫を用いない姦淫による強姦罪が成立する年齢に引き上げについてである。現行の刑法では13歳未満との規定であるが、被害が最も多い年齢層(13歳～19歳の法的保護を厚くすべきとする意見や一定程度引き上げを必要とする見解が示された。

三点目は、強姦罪の構成要件についてである「暴行又は脅迫を用いて」「女子」「姦淫」についての解釈についてである。「暴行又は脅迫を用いて」という要件は取り除くことも含め、被害者の同意のみを要件とする見解、加害者への立証責任の転換を求める見解などが示されている。また、強姦罪の保護を方駆とする性的自由は両性に共通であることから、「女子」のみを「男女問わず」の要件とする見解や「姦淫」について見直す見解も示されている。⁴

1. 1. 2 「強姦」の発生状況

強姦というものを広く性犯罪として捉えた際、被害者になるのは何も成人した人々に限られるものではない。未成年の子どもも十分に性犯罪に巻き込まれている可能性はある。警視庁によると「平成24年中の都内での強姦発生に対する被害者の年齢が10代の割合は36.1%に達し、全体の約4割弱に上る。そして、13歳未満の子どもに対する性犯罪の発生は午後2時～5時の間という下校時刻の時間に最も多く発生している。」⁵つまりは、大人の目が届きづらい時間帯に多く発生しているということになる。児童虐待として検挙される中に性的虐待の被害を受けている子どもも存在する。事理弁識能力を有さない年齢の子どもが被害者になった場合について考えると、そのような年齢の子どもに自ら被害を申告させるのは、酷かもしれない。むしろ、自分が強姦されたという認識もないかもしれない。

そのような場合を考えた際に、親告罪が足かせになるかもしれない。被害者が子どもではなく、成人した女性で強姦されたという事実がしっかりと認識されている場合でも、申告することは非常な困難を伴うであろう。多くの被害者は被害を申告できず一人で強姦の痛みを抱えている場合が多い。いわゆる泣き寝入りをしてしまう被害者は多いのである。申告罪は真相を究明する、加害者に対して制裁を加えるという意味において非常に重要な役割を果たすと言えよう。親告罪の趣旨も被害者のプライバシー保護や名誉保護といったものからできている。もし、強姦された事実が周囲の人には知られたくないと思っている女性がいるとして、周囲の人に強姦の事実が知られてしまった場合、被害者の精神的苦痛は計り知れない。一方で、公表した方が事件の早期解決に繋がる、第二の被害者を出さないための犯罪抑止効果、といった様々な効果があるということも忘れてはならない。何にせよ被害者の精神的負担にならない方法を模索することが大前提であり、被害者の保護という観点を忘れてはいけない。今後も議論が展開されるべき論点である。

⁴ 公益財団法人 日本女性学習財団『キーワード・用語解説 強姦罪の見直し』
<http://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000213&mode=detail&catlist=1&onlist=1&shlist=1> (2013.12.15 閲覧)

⁵ 警視庁『性犯罪から身を守る こんな時間、こんな場所が狙われる』
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kouhoushi/no1/koramu/koramu8.htm#04>
(2013.12.15 閲覧)

1. 2 強姦問題と被害者の「言えなさ」

1. 2. 1 被害者の「言えなさ」とは

強姦被害に遭った被害者は、自分の受けた被害を周囲に訴えることは難しいことであると言われている。周囲の人に「強姦の被害者である」と告白することは大変な困難を伴い、そこには強姦被害者の「言えなさ」というものがある。なぜ強姦被害を受けたと言えないのか。そこに被害者はどのような困難を抱えているのか。被害者が抱える「言えなさ」について考察していくことにする。

強姦被害に限らず、少し広い視点からこの問題について考えていく。「人に何か嫌なことをされたら誰かに言いましょう」、幼いころからそう言われて育ってきた人は多いのではないだろうか。確かに人から嫌なことを受けるということは広い意味でそこには被害と加害の関係が存在している。被害を受けたものは救済される権利を持ち、逆に加害者には制裁を受ける必要があるからだと考えられているからであろう。被害を受けるということは、他者に自分の利益を害されていると言えることでもある。権利を害された者の権利を守り、権利を害した者に罪を償わせるという構造は、社会の秩序を守るためにも必要なのであろう。そうして「被害を受けたら言いましょう」学校でも家でもそう教えられることにより、自然と子どもにその考え方が身についていく。

例えば、子どもが両親の大事なものを誤って壊してしまった場合についてである。壊してしまったことが後になって両親にばれてしまった時、両親は子どもに対して「なぜ壊したときに言わなかったのか」という言葉を使う。ここには「なぜ」という言葉が使われており、一見すると言わなかった理由を聞いているようにも感じられるが、大抵の場合においてこの言葉には「言わなかった」こと自体に対して咎めたい気持ちのほうが強いの。「なぜ」言えないのか、言えなかったのか、そこに対する想像力があまりにもなく、「できなかったこと」に対して一方的に責めるのみである。何もここで言いたいのは、いかに親が子どもに対して理不尽な理由で怒っているのかということではなくて、誰かの行動に対する「なぜ」を考える力が無さすぎるのではないのか、ということなのである。

「言わなかった」と「言えなかった」とでは、言葉の使われるニュアンスが違ってくると思われる。「言わなかった」の方は、敢えて言わなかったというニュアンスが含まれており、意図的に自分で「言わない」という判断をしたということに近い。では、「言えなかった」という言葉のニュアンスについて考えてみると、これは「言いたい気持ちもあったし言いたかったが、どうしても言うことができなかった」という意が含まれている。先ほどの親と子どもの例で同じように考えていくと、子どもとしては「壊したくて壊したわけではなくて不意に、自分の意図しないところで壊れてしまった」という思いが強い。それにも拘らず「怒られる」という行為を繰り返すことにより、「話を聞いてもらう」ことに対する諦めの気持ちが芽生える。

「話を聞いてもらう」ことをあきらめてしまうということは大問題である。このようになってしまっても無理はない。幼いころから、行為自体に対しての他者からの評価は受けた経験があるが、その行為に至った経緯や「なぜしたのか」「なぜ言えなかったのか」といった感情を聞いてもらう、自分から話すという経験が乏しいからである。社会通念上や公

序良俗の観点から行ってはいけないこと、咎められる行為も当然にしてある。もちろん、社会秩序を保つためにも悪いことは悪いと言われ、それ相応の処罰を受けることは重要であり、しなければいけないことである。しかし、あまりにも「処罰を受ける」ことだけが先行しすぎたために「なぜ」に寄り添う経験が少ない。

1. 2. 2 被害者の「言えなさ」は個人の問題か社会の問題か

被害者が声を上げられない理由、それは社会にも原因がある。性に関する話題はすべてタブーになっている。話してはいけないこと、恥ずかしいこと、とする風潮が今も根深いということが一つの要因としてあげられる。そして、被害に遭った原因を被害者側に帰す。まさに被害者が被害後に抱く感情というものは社会が持つ価値観と切っても切り離せない関係にあると考える。

実名で自身の強姦被害を世間に対してカミングアウトした女性がいる。彼女の名前は小林美佳さんだ。彼女は24歳のときに見知らぬ男に突然車の中に押し込められ、強姦された。被害を告白する人が少ない中で、被害を告白し、しかも実名と顔写真まで公表している女性である。彼女も被害者として多くの苦しみを抱えていた。そんな彼女は2冊の手記を記している。その手記の中で彼女は、自身の家族や恋人といった周囲の人との関わり方について触れている。彼女の手記の中での彼女の当時の気持ちをまとめると、彼女は「どうしてこの辛さを分かってくれないのか。なぜ自分はこんなに辛い思いをしているのに、周りの人は楽しそうにしているのか。時間が経てば解決すると思っているのではないか。本当は自分のことを面倒くさい、汚い存在だと思っているのではないか。」(小林 2008)と当時の思いを綴っている。そのように思うと同時に「周囲に分かってもらえないもどかしさ」も抱えている。そのため、周囲の人々との関係性も以前と同じようには築けなくなってしまった。周囲との衝突は避けられなかった。誰のせいでもないと分かっているつもりでもやり場のない思いを周囲のひとに向けてしまう。心ない言葉で傷つけてしまう。他者が自分を心配し、辛さを分かろうとしてくれることを要求する。彼女は手記の中で「解かってほしいんじゃない、分かってほしい」(小林 2008)と語っている。「分からないのは解かっている。分からないなら、なぜ私に聞かない？聞けないの？気を遣っているふりをして、分かろうとしていないんじゃないの？」(小林 2008)と語っている。この一文は被害者たちが抱えるやり場のない悔しさや不安、恐怖をよく表現している一言である。被害者として、周囲の人に被害に遭ったことの辛さや苦しみを理解してほしいとは思わないが、「分かろう」としてほしいと思う。自分を腫れ物のように扱ってほしくない。「大切にすることは難しい」(小林 2008)という言葉も記している。確かに、周囲の人間からすると被害者の心の痛みを分かることはできない。自分が経験していないことを想像することは大変な困難を伴う。だからこそ、強姦被害者の痛みを理解することはできない。しかし、小林さんが言うように「分かろう」とし、被害者を「受け止めよう」とする姿勢は必要なのであろう。その「分かろうとする」ためには、被害者と向き合うというプロセスを踏む必要がある。そのプロセスにはもちろん被害者の痛みや辛い気持ちをただただ聞くことで「あなたの思いを受け止めています」という受容の姿勢を見せること、そして「被害者だから」というフィルターと社会が良いとする常識に照らし合わせて被害者を見るのではなく目の前にいる一人の人間として他の人と分け隔てなく接するようにすること、が必要なのかもしれない。

い。過剰なまでの被害者に対する気遣いは逆に被害者を孤立させてしまうことになっているのかもしれない。

「なぜ被害者は言えないのか」「なぜ自分を責めてしまうのか」「なぜ周囲に理解されたいと思うのか」といった無数の「なぜ」と周囲の人々は向き合っていく必要があるのかもしれない。その無数の「なぜ」の一つひとつ丁寧に向き合っていくことが被害者を孤立や不安恐怖から遠ざけ、被害者を守り、再び社会の中で人を信じて生きていくことができるサポートになるのであろう。周囲の理解と協力は不可欠である。家族や恋人といった身近な関係から被害者を取り巻く環境は変えることができるし、変えていかねばならないと考える。

1. 3 強姦被害者に対する現在の施策対応

1. 3. 1 警察

「強姦被害者に対する対応と対策、そしてそこから見えてくる対応の問題性について考察を行う。しかし、管轄分野の違いやその組織が立つ立場にもよって、その対応や考え方は様々である。強姦被害の相談窓口は警察や産婦人科のほかにも福祉事務所や婦人相談所といった機関も存在している。これらの関係組織の中で、今回は警察や医療機関、行政等の組織を特に取り上げ、これらの組織の被害者に対する対応について検討する。

まず被害を受けてからの大まかな流れを理解する必要がある。まず被害に遭ってからすぐに警察に行く。ここでは警察官・検察官による事情聴取と証拠品の提出、実況見分の立会が行われることになる。

事情聴取では、被害の状況を根掘り葉掘り聞かれることになる。そこでの事情聴取を参考に供述調書が作成されることになる。最近では、この事情聴取の際は男性警察官ではなく、女性警察官を登用することで、被害者の心的負担を減らそうという配慮も見られる。しかし、残念ながら警察内部での強姦被害者に対する理解が進んでいないのも事実であり、しばしば警察で心のない言葉をかけられ、さらに心に傷を負うケースも多い。これはセカンドレイプと呼ばれるもので、詳細に関しては後に触れることにする。

そして、証拠提出が行われることになる。被害当時着ていた衣服、持っていた物を提出することになる。警察にはレイプキットと呼ばれるものも用意されている。これは、被害者の身体についた加害者の DNA や体液を採集するためのものである。これは後に刑事事件として告訴するためには強姦されたという客観的な証拠を提示するためには大変重要な物的証拠になる。

実況見分は、事件当時の様子を明らかにするために行われるものである。被害者は、状況説明のために立ち会いを要求されることが多い、この場では実際の状況を再現したりするため、人形を使って再現を行い、その様子を写真に収められることも多い。

検察官による事情聴取を受けることもある。被害者にとって「聴取」と呼ばれるものはこれで二度目になる。被害者にしてみれば二度手間になってしまう。何度も同じことを質問され、同じことを応えていく必要がある。検察官の作る調書は、起訴不起訴の判断をする際に必要になるからである。だからこそ、被害者は検察官の聴取にも応じなければならないが、二度手間感は拭えない。被害者にしてみれば、それだけ二次被害を受けるリスク

も精神的負担も重くなる。」⁶

1. 3. 2 医療機関

次に、医療機関での強姦被害者への支援はどのようなになっているのか社団法人 日本産婦人科医会が出している性被害者対応マニュアルを参照していく。

「警察で事情聴取を受けた後、場合によっては妊娠や性感染症の有無について検査するために、警察官に付き添われて医療機関に行くことが多い。中には強姦された際に、身体的な怪我を負っている場合も多いため、医療機関で受診する女性が多い。その際に関係してくるのが産婦人科ということである。

しかし、身体的な傷を受けているだけでなく、精神的にも大きなショックを受けている状態である。そのため、産婦人科来院の際に被害者が望むことは、マニュアルによると二点あるという。一点目は被害に遭ったことはだれにも知られたくないということ。二点目は他の患者と顔を合わせたくないということである。一点目に関しては、1章2節で述べていることと重複する部分もあるため割愛する。二点目の他の患者と顔を合わせたくないという理由に関して、これは他の幸せそうな妊婦たちを見たくないという心理からだという。自分が今まさに強姦被害を受け、どん底の気分を味わっている中で、幸せそうな女性を見ることに抵抗感を感じるという。捜査員に付き添われての来院でも、他の患者と遭遇しないよう誘導することが被害者のその後のケアにも繋がる。被害者の診察は被害者の同意の下、事前説明等がなされることが重要である。警察からの事件情報を基に、外傷の有無や程度、強姦被害立証のための証拠を被害者の同意を得た上で適正な方法で採取していく。警察が持参する「性犯罪証拠捜査採取キット」を使って被害者の身体に付着した証拠の採取を行っていく。診察の結果に基づいて、診断書を作成していくことになる。被害者の診察に際して、被害者を二次的に傷つけることがないように、慎重に対応していくことに重きを置いていくことが重要である。」⁷

1. 3. 3 政府としての政策

被害を受けた直後の被害者との関わりを持つ機関として、警察と産婦人科を挙げ、それぞれの対応方法や流れについて見てきた。被害者が被害を受けた後、社会で安心して暮らしていくためには政策面での被害者保護の観点も重要である。政策レベルではどのような取り組みが行われているのか見ていく。

これまで、犯罪被害を受けた被害者に対して各省庁が個別に自らの管轄分野の法律のみを制定する形をとっていた。しかし、これは政府全体の取り組みではなく、各省庁の個別の取り組みに留まっていた。そのため、被害者に対する理解が進んでいなかったり、十分な支援が受けられなかったりという状況があった。そのような中で平成16年に犯罪被害者等基本法が制定された。国民の誰もがいつ被害者になってもおかしくない。そのような状

⁶ 警察庁犯罪被害支援室／警察による犯罪被害者支援ホームページ『刑事手続きの流れと被害に遭われた方へのお願い』<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/tetuduki/tetuduki.htm> (2013.12.09 閲覧)

⁷ 社団法人 日本産婦人科医会『産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル』http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/pdf/s1.pdf (2013.12.09 閲覧)

況の中で、被害者の視点に立ち、被害者の人権が守られる政策を実行しなければならないという考えの下で同法は制定された。この法律を基に犯罪被害者等基本計画が策定された。この計画には 4 つの基本方針が盛り込まれた。①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること②個々の事情に応じて適切に行われること③途切れることなく行われること④国民の総意を形成しながら展開されること、という 4 つである。この 4 つの基本方針を基に 5 つの重点課題に取り組む。①存外拡幅・経済的支援等への取組②精神的・身体的被害の回復・防止への取組③刑事手続への関与拡充への取組④支援等のための体制整備への取組⑤国民の理解の増進と配慮・協力への確保への取組の 5 つである。この指針を基に地方公共団体でも独自に支援窓口を設置し、被害者対応を進めている。しかしながら内閣府が平成 20 年に行った調査によると、同法が存在を認知している国民は 2 割ほどしかおらず、制度の浸透が図られていないのが現状である。被害者が事件後に警察、医療機関、近所の住人、職場の同僚、家族等といった加害者以外の関係者から二次的被害を受けるケースも多く報告されている。

平成 23 年には第 2 基本計画が閣議決定された。この第 2 次基本計画では一般被害者への施策を充実するとともに、性犯罪被害者への施策の一層の充実を目標に据え、性犯罪被害者を焦点に当てた政策が多数盛り込まれる形となった。⁸

損害回復・経済的支援への取り組みとして、医療費負担が挙げられる。被害後に医療機関を受診した際の診察料や性感染症の検査費用、人工妊娠中絶費用などの費用を公費で負担することとしている。精神的・身体的被害の回復・予防の取り組みとして、警察でのカウンセリングの充実、緊急避妊に関する情報提供、医療機関における被害者への対応体制の整備、ワンストップ支援センターの設置、検察官に対する女性の犯罪被害者に対する配慮等についての研修の充実、女性警察官の配置などである。ワンストップ支援センターとは、性暴力の被害者が二次被害を受けずに一か所で社会的支援を受けることができる機関である。刑事手続きへの関与拡充への取り組みとしては、医療機関における犯罪証拠の採取促進を進めることがあげられる。支援等のための体制整備への取り組みとしては、地方公共団体に対する性犯罪被害者支援の促進、情報入手の利便性の拡大、女性警察官による性犯罪被害に対する電話相談の受理・相談室の設置が挙げられる。⁹

1. 4 1 章を通しての考察

1 章を通して感じたことは 2 点ある。1 点目は「被害を受けたら誰かに訴えることが当然」という視点があることである。被害を受けたら自分の権利を主張できる人しか視野に入っておらず、そもそも「言えない」ということは論外であるという風潮を感じ取ってしまう。

⁸ 内閣府犯罪被害者等施策推進室『第 2 次犯罪被害者等基本計画』

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/pdf/info230325-dai2keikaku.pdf> (2013.12.10 閲覧)

⁹ 内閣府『第 2 次犯罪被害者等基本計画における性犯罪被害者のための各種施策』

http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/w-2012/html/gaiyou/part1/s1_1.html
(2013.12.10 閲覧)

犯罪被害者等施策ホームページ - 内閣府『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き』

http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/shien_tebiki.html (2013.12.10 閲覧)

2点目は他者に対する想像力のなさである。日常の中でも誰かの行動に対する「なぜ」を考える機会が少なすぎるのではないかと感じる。この2点が被害者を社会で生きづらくさせているように感じる。そのため、被害者の「言えなさ」に少しでも寄り添おうとすることが求められていると感じる。誰かに聞いてもらえるという経験を持っていることは、この強姦の被害を打ち明けられる・打ち明けられないことを考える上で共通点も多いとも感じている。話を聞いてもらう、自分のできなさや言えなさの理由を聞いてもらう、つまりは他者に受け入れられるという経験である。「どうせわかってもらえない」という思考の恐ろしいところは自分の権利主張を他者によって抑圧されてしまうという点にある。このような状況を改善しない限り、被害者が抱える言えなさや苦しみを解消することはより困難になるであろうと感じる。

2. 「慰安婦」問題

2. 1 「慰安婦」とは何か

2. 1. 1 「慰安婦」の定義

『慰安婦』とは、1932年の第一次上海事変から1945年の日本の敗戦までの期間に、戦地・占領地で日本陸軍が作った慰安所という場所で軍人・軍属の性の相手をさせられ、性の奴隷にさせられていた人々のことである。『慰安婦』の総数は少なくとも5万人以上とは言われているが、確かな数字は分かっていない。『慰安婦』にされたその多くは現在の朝鮮半島や中国といった日本軍が植民地にしていたアジアの国々の女性であった。中には日本人や欧米人もいたという。このように複数の国から多くの女性を集め、日本軍の軍人の戦場での性的不満を解決しようとした。その目的のためだけに多くの女性を集めて慰安所に収容し続けた。戦地・占有地の女性は、多くは自国で被害を受けている。」（大森ほか編2010:17頁）

用語の問題についても言及しておく。「近年、日本では「慰安婦」と括弧つきで表記されることが多い。海外では直訳の comfort woman または sex slave、sexual slavery(性的奴隷、性的奴隷状態)という表記が一般的で、韓国では「挺身隊」と表記される。マスコミ報道では「慰安婦=従軍慰安婦」と表記されることが多いが、実際には「慰安婦≠従軍慰安婦」である。この両者に違いは、軍に従って強制的に慰安婦にさせられたかどうかによる。¹⁰⁾

2. 1. 2 「慰安婦」設置理由

では、日本軍が「慰安婦」を設置するに至った背景や理由とは何であったのだろうか。ここでは、「慰安婦」設置理由を詳しく見ていく。

¹⁰⁾ 日本軍慰安婦歴史館『名称および性格付け』

http://www.hermuseum.go.kr/jpn/sub01/sub010104.asp?s_top=1&s_left=1&s_deps=4
(2013.10.13 閲覧)

「日本軍は、1932年中国の東北地域で満州事変を起こした。その翌年の1月の第一次海上事変の時に、陸軍は海軍にならって慰安所を開設することになった。その年に、海軍の慰安所は既に17か所に設置されていた。そして慰安所が急増するようになったのは、1937年に日本軍が中華民国の首都南京を占領した直後である。

1938年、北支那方面軍の参謀長が慰安所の設置を命じる通達を行った。『「軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件通牒」では、軍人および軍隊の住民に対する不法行為が治安に重大な影響を及ぼしていると指揮官の注意を喚起し、なかでも「日本軍人の強姦事件」が「実に予想外の深刻なる半日感情を醸成」し、「治安を害し軍全般の作戦行動を阻害」と指摘し、嚴重に取り締まるとともに「速に性的慰安の設備を整える」ことを命じた

南京を占領後、日中戦争は全面戦争になり、中国へ派兵された日本軍の人数は100万人にも及んだ。その人員拡大に伴い、必要とされる慰安所の数は増え、結果的に慰安所の数が増大することになった。」(大森ほか編 2010:15)

「慰安所の設置は、時期によって誰が設置したのかが異なる。第一次上海事変の際は各派遣部の指導部が指示した。アジア太平洋戦争感染後は陸軍、海軍が指揮することになった。占領地での個々の慰安所の開設という実際の現地での指示は、各部隊長が行った。

慰安所には2種類の運営形態があった。一つは軍直営の慰安所、もう一つは業者に運営を委託した慰安所である。民間の慰安所を軍が指定し、使用した例もある。

軍直性のタイプには、日常的な業務を行う民間の慰安所も軍の管理統制の下に置かれた。民間の施設を使用する場合は、時間を区切るなどして、民間人と軍人従軍の利用を分け、軍人従軍の使用については、軍が統制管理していた。慰安所規定の決定、経営経理などの監督、営業報告書提出の指示、「慰安婦」の性病検査、憲兵の定期的な身回りは軍が行った。」(吉見 2010:17)

陸軍では慰安所を推進したのは派遣軍参謀副長岡村寧次と言われている。『岡村寧次大将資料第一 戦場回想編(1970、302-303)¹¹』によると、以下のように慰安所設置理由が残されている。

「昔の戦役時代は慰安婦などはなかったものである。斯く申す私は恥ずかしながら慰安婦案の創設者である、昭和七年の上海事変のとき二、三の強姦罪が発生したので、派遣軍参謀副長であった私は、同地海軍に倣い、長崎県知事に要請して慰安婦団を招き、その後全く強姦罪が止んだので喜んだものである。

現在の各兵団は、殆どみな慰安婦団を随行し、兵站の一分隊となっている有様である。第六師団の如きには慰安婦団を同行しながら、強姦罪は跡を絶たない有様である。」

日本軍の慰安所設置理由は4つあると言われている。「①反日感情抑止のための強姦防止策、②性病予防、③防諜(軍機密の漏洩防止)、④慰安の供給」(大森ほか編 2010:15-16)などの目的があったという。

「第一の目的としての強姦防止のために慰安所が設置されることになったわけであるが、

¹¹デジタル資料館 慰安婦問題とアジア女性基金 「慰安婦とは 慰安所の設置」『岡村寧次大将資料第一 戦場回想編(1970、302-303)<http://www.awf.or.jp/1/facts-01.html>(2013.10.19 閲覧)

結果的にこれは逆効果であり、反って日本軍による強姦の助長をしてしまったと言わざるをえない。というのは、日本軍による慰安所設置という行為により、日本軍の軍人一人ひとりにその性暴力容認体質がしみ込んでしまったことが原因であると言われている。慰安所は主に司令部や部隊本部といった比較的大規模な駐屯所に設置されていた。つまり、軍末端の戦線に近い部隊には慰安所が設置されなかったのだ。その結果、このような末端の小部隊が本部のやり方にならって自分たちで「慰安所」を手に入れるようになる。その際に犠牲になったのが現地で作戦時に逃げ遅れた少女や女性であったというわけである。本来の目的である強姦の防止というものは達成されていなかったことになる。特に中国の占領地で、戦闘が一段落したあとに、日本軍による強姦事件が多発していることは知られている。北支那方面の参謀長も認めていることである。そのような強姦を防止するためには、軍が慰安所を設置し、女性を提供すれば、減らすことができるだろう、という考えに基づいている。さらには、4つめの目的として慰安の供給というものがあるが、この点に関して慰安所を軍本部にだけ設置したというのは筋違いというものを感ずる。というのは、当時の状況を想像するにおいて、戦争の混乱に翻弄され、精神的ストレスを溜め込んでいたのは軍本部にいるような立場の偉い司令官のような人々ではなく、末端でリアルな戦争に触れていた軍人達であったのではないだろうかと感じるからである。

第二の理由として性病の蔓延防止が挙げられている。地元の売春宿には性病が蔓延している場合が多い。そのため、戦闘が終わったあと地元で売春宿に通うと、兵士が性病に感染してしまうことになる。日本軍は常に兵士の性病罹患による兵力低下という問題を抱えていたのだ。日本国内でも性病罹患率は高く、中国に派兵されるとその割合はさらに高くなった。中国では、性病罹患問題は深刻であったようだ。性病の治療薬が開発されたのが1910年ごろであったが、副作用がきつく、完治まで数カ月以上の時間を要した。そのため、一度性病に罹患すると、兵士は兵力として使用できなくなってしまうのである。そこで、この問題を解決するための対策が求められた。そして、この問題の対策として慰安所が必要になったということになる。大規模な派兵の際には軍慰安所を設置し、軍医による「慰安婦」の性病検査を徹底することで性病を防止しようとした。その代わり、軍人には民間の売春施設への出入りを禁止し、軍慰安所の利用者を軍人のみに限定した。徹底的な管理の下、軍は兵士の性病罹患自体をも管理した。動員された兵力も増えていくため、パーセンテージとしては減っていることになるが、絶対数としては増えていると言われている。もちろん、すべての件数を把握することは困難であり、軍が把握しているよりも実態はさらに酷かったと予想される。つまりは、慰安所設置による性病罹患防止も功を奏さなかったわけである。」(吉見 2010:8-9)、(大森ほか編 2010:16-17)

「第三の理由として、軍の機密を外部に漏らさないことが挙げられる。スパイ防止という意味である。軍は民間の売春施設の女性を通して、軍の重要機密が漏れることを恐れた。もし、その施設にスパイが紛れ込んでいると、軍の機密が筒抜けになってしまう。軍が慰安所を作って、スパイが入り込まないように、業者や女性を含めて完全管理・統制しようとする。慰安所自体を軍がコントロールしてしまえば、機密漏洩も起きることはない、という理屈である。」(吉見 2010:10)

「第四の理由として、兵士に「慰安」を提供するということが挙げられる。日本軍は天皇を元帥として仰ぐ厳格な階級社会であり、軍人は常にその階級の下に押し込められてき

た。自我も個人の人権も全く認められない厳しい階級組織であった。その厳しい状況下で、兵士の不満爆発を防ぎ、兵士が戦力として力を発揮してくれるような体制を整える必要があった。そこで、性的慰安を提供することになった。都会から離れた駐屯地では、このような慰安施設が唯一の娯楽施設となった。」(吉見 2010:9)、(大森ほか編 2010:16)

慰安所設置理由からも分かるように、慰安所設置は軍が主導して積極的に行っていたということである。兵士の兵力を最大限活用し、軍の上層部が部隊の末端までを指揮統制することを主要目的に据えて慰安所を増やし、多くの女性をも巻き込んでいったわけである。

2. 2 「慰安婦」問題の構造

2. 2. 1 慰安所での生活

慰安所内での「慰安婦」たちがおかれていた状況や彼女たちを取り巻いていた当時の環境とはどのようなものであったのだろうか。彼女たちの置かれていた環境から「慰安婦」問題の構造を明らかにしていく。

「慰安所にはそれぞれ共通した利用規定が設けられていた。将校、下士官、兵と階級別に料金も利用時間も違った。将校用と兵士用の慰安所が指定されている場合もあった。階級によって昼間は兵士、夕方から夜は下士官、深夜は将校の宿泊といった形式をとっていた。また、「慰安婦」の民族別の利用規定があった。日本人女性は将校を、朝鮮人女性は兵士を、台湾人女性は軍属をとという具合に分けられていたという証言も出ている。しかし、規則によらず兵士が来たら相手をしなければならず、『慰安婦』たちに拒否をすることができなかった。もし、拒否をすると、兵士から暴力を受けるからである。」(大森ほか編 2010:18)

「慰安婦の外出取り締まりも厳重に定められていた。居住の自由、外出の自由は全くなかった。各種慰安所の規定によると、外出は許可制であった。ある慰安所の規定では、「慰安婦」の外出を厳重に取り締まるように命じている。散歩は朝だけ、公園を囲む一部ブロックの区域に限定されている。また、連れ出しは許可制となっており、許可制という規定からも外出の自由はかなり制限されていたことが窺える。そしてこの外出に関する取り締まりは、住民から「慰安婦」を隔離する目的も持っていた。慰安所設置理由にもなっている機密漏洩や風紀が乱れることを防止するためである。住民は慰安所に近寄ることも禁止されていたという住民証言もある。慰安所で日本軍が行っていることを関係者以外には触れさせまいとしたのである。」(大森ほか編 2010:18)

「『慰安婦』に対する暴行・脅迫の禁止、『帯剣(剣を身につけること)』を義務付けた規定も存在した。慰安所を利用する際には、兵士に対する細やかな規定が設けられていた。前線に向かう兵、前線から引き揚げてきた兵は特に殺気立っていた。そのため、些細なことで剣を抜き、慰安婦たちを脅すために使用し、時には暴行行為も行った。「慰安婦」たちに対する暴行・脅迫の禁止の規定が設けられたのも、このようなことが起こると容易に想像できたからだ。「慰安婦」の女性たちの多くは身体に傷を負っている。慰安所で受けた傷である。拒否してはいけない状況で拒否ををするということを聞くように暴力で従わされた。殴られたり蹴られたり刀で脅されたりする中で、相手をさせられる状況が慰安所では繰り広げられていた。殴打により骨折したり鼓膜が破れたり、焼きごてやたばこの火を押しつ

けられたりといった数々の暴力は「慰安婦」の人々の身体に残ったままである。「慰安婦」に対する暴力が禁止されていたにも関わらず、慰安所では「慰安婦」たちは軍人によるむき出しの暴力の対象になり、多くの女性が傷つけられていた。慰安所に設けられたこれらの規定は、兵士たちにとってはあってもなくても同じであったし、「慰安婦」たちを守るためのものではなく、日本軍の名誉や面子を守るためにだけにあったものかもしれない。」(大森ほか編 2010:18-20)

2. 2. 2 「慰安婦」たちはどこから来たのか

「慰安婦」として多くの女性が存在していた。そのうちの多くの女性たちは、主に植民地となったアジア諸国から集められてきたという。ではどのように大勢の女性を集めてきたのであろうか。

「朝鮮・台湾では、人身売買、誘拐が大多数を占めていたと言われている。加えて詐欺的連行もあったと言う。本来の仕事とは別の仕事と称されて集められたようである。たとえば、看護婦の仕事とか炊事の仕事と称されることが多かったようである。他には、区役所の仕事に応募したつもりが慰安所に連れて行かれたというケースもあり、働き口を紹介するという名目で女性を集めていた。この詐欺的連行は貧困層の女性がターゲットにされた。貧困層をターゲットにした前借金による娘身売りといったケースも見られる。中国・東南アジア・太平洋地域の場合は、人身売買と誘拐が圧倒的であったが、地元の有力者に女性を集めさせるという手法も執っていた。アジアから集められてきた女性の特徴として、未成年(21歳未満)、とりわけ10代の女性が連行されたことにある。13歳という若年で連行された女性もあり、この「未成年」ということが戦後の「慰安婦」問題が露呈されてから問題視されるようになる。」(吉見ほか編 2007:25-30、55-56)

『慰安婦』は何もアジアといった諸外国だけから集められたわけではない。『慰安婦』と言えば朝鮮や中国といったアジアの諸外国の女性を連想することが多い。しかし、実は、日本国内からも『慰安婦』として戦地に行った女性は大勢いるのである。日本国内では、日本女性の『慰安婦』問題はなかなか表出することがない。同様に日本人の『慰安婦』問題を知っている日本人も少ないかもしれない。太平洋戦争が激化し、戦線が拡大すると共に慰安所も南方に拡大していった。その際に日本人の多くの女性もアジア各地へ送られていくことになる。日本人の『慰安婦』は同じ民族ということで将校クラスの「慰安婦になる場合が多く、待遇的にも優遇されていた面があるようであった。さらに、アジアの「慰安婦」と比較すると対応が違ふことがある。それは日本国内の場合は『未成年者を連行しないこと』という通達が出されていることである。国内からの未成年者徴集は、社会問題になりかねないと考えられたからである。ここから国際法で定められている『未成年者の徴集禁止』という規定を知っていたことが窺える。しかし、中にはそれに違反したケースもある。日本人女性における特徴は、公娼制度の遊郭の女性をターゲットにしていたという点である。遊郭から慰安所へと女性が流れていたわけである。この特徴から、『公娼制度下の女性なら問題はない』というジェンダーと偏見に基づく考えが混在している。『商売として身体を売っている女性なら何をしても構わない』という考えの現れとも言える。前述通り、日本人の『慰安婦』問題が明らかにされていない背景にはそもそも女性たちが名乗りでることができないという理由があらである。それは日本国内でのジェンダー偏向の視

線や、『身体を売る女性』という公娼制度そのものに関する批判的視線が原因しているのかもしれない。(吉見ほか編 2007:57-59)

2. 2. 3 「慰安婦」の強制連行はあったのか

「慰安婦」問題について語るとき、常にある問題が議論的になる。それは「慰安婦」は強制連行だったのか、という問題である。この問題を語る上で、政府や政治家の公式見解は非常に興味深いものであるが、ここでは政府の見解には触れず、強制連行の定義について触れておこうと思う。

強制連行は、当時どのような概念で用いられていたのでしょうか。当時、日本政府は①「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定¹²」、②「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際条約¹³」③「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約¹⁴」という 3 つの国際条約に加盟していたが、この条約に強制連行の概念を見ることができる。

「①の協定は、世界初の女性の人身取引に関する国際条約となった。この成立にはヨーロッパでの経済不況が起因しており、女性が売春をすることを防止する目的で作られた。しかし、加害者を処罰する規定はなかった。加害者に対する除伐の必要性が高まってきた中で、新たに②の条約が締結されることになる。この条約の中には加害者を処罰する規定が盛り込まれることとなった。③の条約では、加害者の処罰とともに、成人女性においては本人の同意がある場合には処罰の対象とならないことが新たに盛り込まれた。¹⁵」

日本はこの②と③の国際条約を批准した際に、植民地や関東租借地は適用しないという措置を取った。植民地が無法地帯であったのかというとそうでもない。日本は刑法に基づいて未成年者の略取、誘拐等を禁止していた。そして日本国外に移送する目的での売買、略取を禁止していた。つまり、暴行や脅迫を手段として人を連れ去っていくことや誘惑等を手段として連れ去っていくことを禁止しているということである。(吉見ほか編 2007:52-54)

3 つの国際条約や日本の刑法から考察すると、当時の世界や日本での強制連行とは、女性を性的に搾取する目的に連行すること、本来の目的を知らせないで連れ去ること、暴力をもって連れ去ること、本人の意図に関わらず連れ去ること、と定義できる

この定義を基に、日本政府の見解や対外政策について見ていく。

¹² 「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」(日本は 1925 年 10 月 21 日に加入)

¹³ 「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際条約」(1925 年 10 月 21 日、加入通告書寄託)

¹⁴ 「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」(日本は 1925 年 10 月 25 日に批准書寄託)

¹⁵ 中川かおり「特集 人身取引 人身取引に関する国際条約と我が国の法制度(総論)」
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/220/022002.pdf> (2013.10.16 閲覧)参照

2. 3 「慰安婦」問題に対する現在までの日本国政府の対応

2. 3. 1 「河野談話」とは

第2章の1節、2節に渡って、「慰安婦」の定義や「慰安婦」問題の構造について考察してきた。それらを踏まえて、「慰安婦」問題に対する日本政府の見解や施策、対応について見ていく。

日本政府による「慰安婦」問題に対する対応として、平成5年当時の宮沢内閣官房官を務めた河野官房長官が「慰安婦」問題を政府の見解として発表した。通称、「河野談話」と呼ばれているものである。以下、その河野談話の全文を載せる。

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えてる。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。(平成5年8月4日)¹⁶

この河野談話の内容としては、政府が正式に「慰安婦」問題について調査した結果を基に河野官房長が日本軍主導による「慰安婦」強制性を認め、お詫びと反省をしたという内

¹⁶ 外務省 HP 「慰安婦関係調査結果に関する河野内閣官房長官談話」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (2013.10.18 閲覧)

容のものである。この河野談話は 10 年以上経った現在でも、批判する人々も存在する。安倍首相は 2013 年 1 月 31 日に河野談話について、「政治・外交問題化させるべきではない。河野談話は当時の官房長官が表明したもので、総理である私がこれ以上申しあげることが控える」という発言をしている。「慰安婦」問題に関しても、これまでの首相と同じように、「慰安婦」であつた人々に対して、「こころが痛む」という発言をしたのと同時に、「河野談話により強制的に軍が入り込み、女性を人さらいのように連れて行って慰安婦にした、という不名誉を背負っている」と河野談話を見直す考えを示している。¹⁷

2. 3. 2 関係諸外国への償い

しかし、この河野談話見直しに懸念を示したアメリカへの配慮として、安倍首相は「まだ新しい資料が発見される可能性もある」とする答弁書を閣議決定した。¹⁸

「慰安婦」問題は、日本と関係諸国とだけの関係ではなくなっている。外交とも関係する国の重要案件であることは間違いない。韓国や中国といった国々だけでなく、世界各国から日本の「慰安婦」問題に対する早急で適切な対応は求められている。

そのような中で、日本政府も、被害を受けた諸外国に対して、「償い」を行っている。慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び国民のお詫びと反省の気持ちを如何なる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、平成 7 年（1995 年）7 月 19 日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。政府として、アジア女性基金の事業に対して必要な支援を行っていく必要があるとの見方を閣議決定した。アジア女性基金が本来の目的を達成することができるように、その運営経費の全額を負担し、募金活動も全面的に支援している。基金は平成 17 年 1 月の時点で、インドネシア事業が終了する平成 18 年度をもって解散するとの方針発表を行っていたこともあり、右インドネシア事業が終了したことを受けて、平成 19 年 3 月 6 日解散発表し、平成 18 年度をもって解散した。¹⁹

2. 4 2 章を通しての考察

戦時中とはいえ、女性の人権は完全に軽視されていたのだろうと感じる。戦争という異常事態がそうさせたと言うこともできるかもしれない。しかしだからといって女性の人権が軽視されていいはずがない。「慰安婦」問題を考える上で問題なのが、社会的に「慰安婦」制度を容認する空気が作り上げられ、そこに対して異議を唱えることができなかったという点にあったのではないかと考える。社会が個人に対して持つ力は絶大である。多数から外れることも難しい。社会に流されない強い個人を作るのか、個人に流されない強い社会

¹⁷ 朝日新聞デジタル「河野談話見直し『総理が言うことは控える』安倍首相」
<http://www.asahi.com/politics/update/0131/TKY201301310269.html>(2013.10.18 閲覧)

¹⁸ 朝日新聞デジタル「官房長官 河野談話の見直し否定 米前駐在大使の懸念に」
<http://www.asahi.com/politics/update/0507/TKY201305070356.html>(2013.10.18 閲覧)

¹⁹ 外務省 HP「慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ianfu.html>(2013.10.18 閲覧)

を作るのか、どちらが正しいということはない。しかし重要なのは、個人が十分に判断することができるだけの情報や知識を知る機会を個人が持つということである。考える機会が少しでもあれば判断できる問題も増えるだろう。

3. 声を挙げられる社会とは

3. 1 人権侵害が起きる社会とは

1章では強姦問題について取り上げ、2章では「慰安婦」問題について取り上げた。この二つの問題を取り上げ考察することで見えてきたことがある。現在の強姦問題も戦時中の「慰安婦」問題も同じたぐいの問題性を孕み、この両者には何ら違いがないということである。彼らがどのような人々であるかということ、社会から「声を上げられなくされている」人々である。性の問題であるから、という側面もある一方で、慰安婦に関して言うと「悪を悪と言えない雰囲気」というものが作り上げられてしまっていたように感じる。当時の日本軍の権力は絶大であったと聞く。国民総動員で国民一丸となって戦争に突き進んでいた時代である。そのような中で軍に対して異議を唱えることは反逆罪になるだけでなく、自分の命も危険に晒されることになる。慰安婦になることに対して、そこに本人の意思は存在しない。全く無視されてしまう。軍の見えない力によって声を上げる機会や力、思考までも奪われてしまうのである。まさに社会によって個人が抑圧されてしまうからである。強姦も慰安婦問題も見えない社会の力によって抑圧されたが故に声を上げられなくなってしまっているのではないだろうか。

強姦被害者が被害を告白できない構造は被害者の問題ではないということをここで強調しておきたい。被害者個人の問題ではなく、社会が彼らに「言えなくさせる」構造を持っており、それにいち早く気づくことが求められている。

強姦被害者の多くは被害を受けた後、「自分の身体は汚れてしまった」と思い、「なぜ逃げられなかったのか」「なぜあの時あんな場所にいたのか」と被害にあった原因を自分に求める。そして自分自身を責め続ける傾向が大変強い。なぜここまで自分自身を責めてしまうのであろうか。もちろん、被害にあったのは被害者の方で、被害者にはなんの落ち度もないはずである。加害者の方に責めに帰すべき事由があるにもかかわらず、被害者たちは自分自身のことを責め続けてしまうのである。被害者たちは「〈生きる気力をなくす〉〈記憶が抜け落ちる〉〈自分を責める〉」(読売新聞大阪本社社会部、2011)状況に陥るという。被害者の多くが持つと言われているこの「自分を責める」という感情について、なぜ自分のことを責めてしまうのか、その「なぜ」に周囲が寄り添っていく必要があり、その思いをどう受け止められるのかを考えることが、被害者が被害を告白できる社会にすることに繋がる。

周囲の人間からすると被害者の心の痛みを分かることはできない。自分が経験していないことを想像することには大変な困難を伴う。だからこそ、強姦被害者の痛みを理解することはできない。しかし、小林さんが言うように「分かろう」とし、被害者を「受け止め

よう」とする姿勢は必要なのであろう。その「分かろうとする」ためには、被害者と向き合うというプロセスを踏む必要がある。そのプロセスにはもちろん被害者の痛みや辛い気持ちを抱きながら聞くことで「あなたの思いを受け止めています」という受容の姿勢を見せること、そして「被害者だから」というフィルターと社会が良いとする常識に照らし合わせて被害者を見るのではなく目の前にいる一人の人間として他の人と分け隔てなく接するようにすること、が必要なのかもしれない。

「なぜ被害者は言えないのか」「なぜ自分を責めてしまうのか」「なぜ周囲に理解されたいと思うのか」といった無数の「なぜ」と周囲の人々は向き合っていくことは重要である。一つひとつの「なぜ」に丁寧に向き合っていくことが被害者を孤立や不安恐怖から遠ざけ、被害者を再び守ることになる。周囲の理解と協力は不可欠である。家族や恋人といった身近な関係から被害者を取り巻く環境は変えることができるし、変えていかねばならないと考える。

そして、個人一人ひとりに対し、知る機会を提供することで、社会で起きている問題について考える機会とも提供することになり、差別や偏見といったものも減っていくだろう。「社会が言っているから」ではなく豊富な情報量を基に自分自身で考え判断し行動する。その機会を保障するためにも広く「知る」機会を保障することは重要になってくるはずだ。

3. 1. 1 無知ゆえの人権侵害

現在も過去も性被害を受けた女性に対する社会からの風当たりは大変強い。それは現在の強姦問題と戦時中の慰安婦問題を調べていく中で、例え 70 年前の戦時中でも現在でも全く変わっていないと感じる。文化や時代背景が変わっても性に対する社会全体が抱く一種の嫌悪感にも似た凝り固まった価値観が人を支配し続けているように感じる。性被害は社会から隠されるべき問題として扱われ、被害者が被害の告白をする力を抑圧してきた。それは社会全体の見えない暗黙の了解の価値観として、現在に至るまで被害者を苦しめてきた。このような一方的な価値観が生まれてきたのは、社会が人々の知る機会すらこれまで与えてこなかったからだ。性被害に遭った被害者の話を聞いたことがあるひとはどれほどいるだろう。恐らくその数は少ない。「知る」ということは個人が物事の価値判断をする際の大変重要な情報になる。知らなければ公正な判断も何もすることはできない。制限された情報のみで判断されたものは、真に個人が判断したのではなく、社会によってそう思われているだけなのである。そのため、「知る」という機会が与えられないとすると、価値判断をするための材料を持たないことになる。つまり、個人は自分の価値判断に基づいて判断をすることができなくなってしまうのである。「性被害者の話を聞く必要がある」と感じる人も恐らく少ないのではないか。性の話になると途端に皆が目を背け、知らないふりをする。性の話に触れてはいけない空気があるため触れない、触れないから知る機会がない、知る機会がないから偏見に基づいた社会の価値に基づいた離れられない判断をする。知らない、知らされないがゆえに偏見が生まれ、その偏見が被害者を苦しめる。さらにはその偏見による差別の連鎖を作ってしまう。まさに無限ループの状態であり、現段階ではこのループからは少なくとも抜け出すことはできていない。

だからこそ被害者も声を上げることができない。性被害を受けると、「被害者が誘ったのではないか」「本当は合意があったのではないか」「抵抗しなかったということは合意の上

でということではなかったのか」といった旨の発言を被害者に対してする人もいるという。そのような発言をする人は、被害者が「なぜ声を上げることができないのか」について思いを巡らし、被害者の手記を読んだり、シンポジウムに足を運んだり、実際に性被害の実状を調べたりしているのだろうか。恐らくそのような発言をする人の中にはいないだろう。なぜなら、被害者が加害者に対して抵抗できないのは、合意があったからでも何でもないからだ。襲われた恐怖でまず被害者が考えること、それは「生きたい」ということだ。加害者から暴行を受けている最中、被害者は「生きたい」と必死に願っているのである。加害者の多くは、犯行に及ぶ際、刃物といった武器を所持して被害者を脅すことが多い。そのような状況の中で激しく抵抗したら「殺されてしまうかもしれない」と思うだろう。生きたいからこそ抵抗できなくなるのだ。決して合意しているからではない。被害者が自分を必死に守った結果なのである。その複雑な感情に思いを巡らし被害者の心情を想像できる、もしくはしようとする人はこの社会に一体どれほどいるだろうか。

上記の内容は、現在の強姦被害者も戦時中の慰安婦も何ら違いはない。

3. 1. 2 人権侵害と暴力

そして、このように考察を進めていくとそこには「暴力」の存在も見え隠れしていることに気付く。いつでも暴力が存在しているのだ。人権侵害にはこの「暴力」が深く関係していると考えている。人権侵害も暴力の一形態であるからだ。

暴力と聞くと、身体的暴力が一番頭に浮かびやすい。それは目に見やすく、他者から客観的に「暴力である」と認知されやすいからである。痣があれば誰かに殴られたと思う、他者に手を上げる人を見たら暴力を振るっていると思う。それは身体的暴力が実態として私たちの目に映るからである。確かに、性被害の場合も加害によって身体的に傷を負う場合も多い。そのため、視覚的に暴力を確認できるため、暴力であると認識できる人も多いだろう。しかし、それは暴力の一側面を捉えているに過ぎない。暴力はそれほど単純なものではない。暴力が起きる背景には複雑な人間の感情や状況が絡んでくる。

考える力、判断する力、選択する力、というものは人間の尊厳に大きく関わってくると考えている。それは個人の価値観を形成していき、経験に裏打ちされたその人固有の価値観が形成されていくからである。だからこそ、自分で判断するだけの情報と判断する機会というものが非常に尊いものになってくるのである。

なぜ、性被害の問題性はなかなか表出することはないのか。その理由は上記に挙げたものだけではないと考える。その別の要因とは、「男性優位社会の弊害」である。男女平等の考えが提唱されてから、社会としても男女平等へと体制を改めようとしている。政府の政策にもその考えは反映され、企業の女性管理職の割合も増加させる方針が立てられている。社会的なシステムとして男女平等は着実に達成されつつある。しかし、価値観のレベルや実際の社会運営において男女平等は達成されているだろうか。現段階ではそれを肯定することは難しいだろう。男女平等と言いつつ、女性国会議員の割合は他の諸国に比べると圧倒的に少ないし、女性の管理職も以前低い水準である。法曹界なども顕著であるが、男性の裁判官が圧倒的多数を占めている。このような事実を考慮すると、社会はまだ男性によって運営されているとすることができる。とすると、社会での大多数の意見は男性優位になっているとすることができる。一概に言うことはできないかもしれないが、少なくとも

男性の意見は社会的に反映されやすい状況がある。

このような状況の中で、女性の性被害者が生きづらい理由を考える。それは、同性を庇いたい精神が働いているのではないかということだ。これは極端な言い方をすると善悪の判断をすると同時にこの気持ちが働くのではないかということである。これは男性だけに言えることではなく、女性に関しても言えることかもしれない。個人の単位で女性保護の観点と男性保護の観点がぶつかり、さらに社会の単位でも女性保護の観点と男性保護の観点が衝突してしまうのではないかと考える。

被害者にとって、自分の権利を守ってくれる人々がいることはとても勇気づけられることである。しかし、仮に被害者と支援機関との間に温度差があった場合、被害者がそこに踊らされてしまっている部分もあるかもしれない。「救いたい」という思いが強ければ強いほど、その対岸にいるひとの人権を侵害していることに気付きにくい。誰かの権利を過剰に守ろうとすると、見えない誰かの権利を侵害してしまうかもしれない。反発からは反発しか生まない。

3. 2 声を上げられる社会のために

3. 2. 1 個人でできること

声を上げられる社会実現のために必要なことは何であろうか。この社会の基礎実現の上で重要なことは一人ひとりが「当事者意識」を持つことであると考え。性被害の問題も「顔も名前も知らない誰かに起こっている可哀そうな事件」と捉えてしまうことは問題があると言いたい。性被害は「顔も名前も知らない誰かに起こっている可哀そうな事件」ではない。むしろ、誰にでも起こりうる可能性のあるものである。そのことを認識することが重要である。自分の問題でないと判断してしまった時点で、その人の中で問題として認識させるのは最早難しい。本当にその人の身に起こるか起こらないかという確率的な問題は別である。しかし、「自分にも起こる可能性がある」と認識するだけで性被害の問題を一気に自分に引き付けて考えることができるようになる。「被害者と自分は別の世界で生きていて、被害者になる人は特殊なひと」そのような思いが被害者の心の苦しみを見えなくさせ、また見る機会を奪い、被害者をさらに苦しめることになる。確かに、実際に自分で経験してみないと分からないことも多いのは事実である。しかし、体験として「分かる」ということとここで言っている「分かる」というのは別物である。この「分かる」というのは、想像するという意に近い。様々な境遇のひとの立場に立って「自分だったらどうだろう」という想像力を持って考えてみるということである。「自分だったら」と考えることで、「被害者の言えなさはどこから生まれるのか、なぜ言えないのか」考えることができるだろう。そこに対して自分なりの何らかの答えを出すことができれば、被害者が責められる環境や二次被害も幾らかは防げるはずである。まずは被害者の立場に立って見て、被害者の苦しみに思いを巡らすこと、それができることが重要である。それが被害者を考え、被害者を身近に感じることに繋がり、被害者が傷つかない被害者支援の形を確立させていくことに繋がる。

しかし、そこには答えがない。どのように考えたら被害者の立場に立ったと言えるのか、

明確な基準が存在しないからである。だからこそ考え続けていかなければならない。どうすれば被害者にとって声が挙げやすい社会になるのか考えることこそに意味がある。想像力を持って、答えのない問題と向き合う、その強さも身につけていかなければならない。想像力を持って被害者と接することで被害者の苦しみに寄り添う場を作ることが重要である。それは被害者の話に耳を傾けることである。話ができない被害者に対しては被害者の自己肯定感や自尊心を回復させるために被害者の存在を受け入れることである。そして被害に遭ったことは被害者のせいではないことを伝える。それが大事なのである。

3. 2. 2 社会ができること

これまで、個人の単位でできることについて考察してきたが、マクロの単位でも考える必要がある。マクロというのは行政のレベルである。それは政治の在り方そのものを変える必要があるかもしれない。性被害に関しての行政の政策を調べるにあたって、被害者保護の法律が施行されてから、思考錯誤を繰り返しながら被害者を守るための施策に代わってきているように感じる。しかし、同時に人が制度に追い付いていないとも感じる。制度上では被害者の二次被害を無くするために警察や検察への教育も整備されつつあるが、被害者が直面する二次被害はなくなっていない。制度があってもそれが人々の心に根付くものでなければ意味を成さない。なぜ二次被害が起きてしまうのか、根本原因を無視したものはやっても意味がない。教科書通りの被害者支援像など示しても被害者のためにはならない。もちろん専門のカウンセラーを配置し、彼らに対して専門研修を課すことは重要だ。それよりも一般の捜査員といった組織の末端にまで浸透させることが必要だ。被害者の心情や被害者がこれまでに受けてきた二次被害についてしっかりと知らせ、何が二次被害に繋がるのか、自分も二次被害を日子起こす加害者の一端を担ってはいないか、そのような視点を持たせることが重要である。

個人の単位と行政の単位で考えてきたが、結局は「当事者意識を持って想像すること」に尽きる。これがなければ被害者の気持ちを考えることも被害者にとって有益な政策を練ることもできないだろう。一人ひとりの意識から社会を変えていく。変えていけると思っただけで一人が変えていく。この繰り返しが必要で、「何も変わらない」と思った時点で社会を変えることなどできないだろう。一人ではできないこともある。しかし、社会は一人を変えていかななくてもいい。一人ひとりが「今の社会を変えたい」「今の社会は問題がある」そう認識することが社会を変える大きな一歩になるはずだ。

おわりに

今回は卒論のテーマとして強姦被害者と慰安婦問題を具体例として取り上げ、性被害にまつわる問題について考えてきた。大学 4 年間性的問題と向き合ってきたが、未だ分からない問題もたくさんある。自分とも向き合いつつこの問題を考えつづけていきたいと思っている。性的問題を考えるにあたって、そこから社会が抱える問題点も見ることができた。性的問題は性的問題だけで完結することではなく、その後ろにはその性的問題を引き起こす

社会というものがあって、その社会も欠陥を抱えているからこそ、性の問題がさらに複雑な問題として扱われているように感じた。

テーマに性被害を選び、女性を取り巻く社会の生きづらさについて書いてきた。男性社会に対する批判や支援組織に対する批判も書いた。これらのことは実際に思っていることではあるが、本当に言いたかったことは違う。この論文を通して一番主張したかったことは、どんな関係性にも何らかの目に見えない力による支配関係が存在していて、その関係の中で私たちは常に生きているということである。男性と女性という二元論で見ると、まだまだ男女平等が達成されているとは言えないので、男性と女性との間には一定の力関係が存在していることはこの論文でも感じていただけただろう。しかし、それだけの見方しなくしていいのだろうか、とも思う。男性だけで見た時、そこにも力関係は存在する。例えば職場の上司と部下の関係などもこれに当たるだろう。どんなに腹が立って人間として尊敬できない相手でも「上司だから」という理由だけでその上司の言う通りに仕事をしなければならぬ。非条理なことを言われてもぐっと我慢する。例えば学歴。「早稲田大学の学生さんは優秀ですね」「日本でも一流の大学ですね」そのように言う人は未だ多い。早大生の中にも「早稲田なんて別にすごくないし大学なんて関係ない」と思う一方で自分の大学のモテランキングをネットでチェックしたりする。合コンでは早稲田の学生であることを異性に武器として見せる。自分の大学より偏差値の高い大学には興味もないふりをして、逆に偏差値の低い大学を見下す。ここにもある種の力関係は存在する。

関係性は環境によって左右される。同じ人間でも環境が違えば力を操る立場に回ることもあれば、逆に力で操られる立場に回ることもなる。私たちが生きる社会は常に不安定だ。関係性も常に変化する。変化するたびに自分の立ち位置も変わる。こんなに生きづらい社会はない。

どんな人も生きづらさや悩みを抱えながら生きている。すべての物事において悪も善も一辺倒に分けることはできない。物事には常に二面性があるからだ。被害者と加害者という単純なものにだけに目を向けるのではなく、その裏まで見抜くまさに「想像力」というものを身につけてきたい。各々が抱える生きづらさを互いに認め合える、受け入れることができる、そんな社会にしていくことができるかどうかは一人ひとりの意識の持ちように左右されると思うが、この国にはまだその力が残っていると信じたい。

参考・引用文献

- 刑法 刑法第 22 条 177 条 強姦 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>
(2013.12.15 閲覧)
- 刑法 刑法第 22 条 176 条 強制わいせつ
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>
(2013.12.15 閲覧)
- 『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進 内閣府男女
共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査報告書
(H.24.7)<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/hbo07-0.pdf>
(2013.12.15 閲覧)
- 公益財団法人 日本女性学習財団『キーワード・用語解説 強姦罪の見直し』
<http://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000213&mode=detail&catlist=1&onlist=1&shlist=1> (2013.12.15 閲覧)
- 警視庁 『性犯罪から身を守る こんな時間、こんな場所が狙われる』
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kouhoushi/no1/koramu/koramu8.htm#04>
(2013.12.15 閲覧)
- 小林美佳(2008)『性犯罪被害にあうということ』朝日新聞
小林美佳(2010)『性犯罪被害をたたかうということ』朝日新聞
朝日新聞大阪本社社会部(2011)『性暴力』中央公論新社
ジョルジュ・ヴィガレロ(1998)『強姦の歴史』作品社
- ¹ 警察庁犯罪被害支援室／警察による犯罪被害者支援ホームページ『刑事手続きの流れと被害に遭われた方へのお願い』<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/tetuduki/tetuduki.htm>
(2013.12.09 閲覧)
- ¹ 社団法人 日本産婦人科医会『産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル』
http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/pdf/s1.pdf (2013.12.09 閲覧)
- ¹ 内閣府犯罪被害者等施策推進室『第 2 次犯罪被害者等基本計画』
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/pdf/info230325-dai2keikaku.pdf> (2013.12.10 閲覧)
- ¹ 内閣府『第 2 次犯罪被害者等基本計画における性犯罪被害者のための各種施策』
http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/w-2012/html/gaiyou/part1/s1_1.html
(2013.12.10 閲覧)
- 犯罪被害者等施策ホームページ - 内閣府『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き』
http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/shien_tebiki.html (2013.12.10 閲覧)
- 社団法人日本産婦人科医会『産婦人科医による性犯罪被害者対応マニュアル』
http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/pdf/s1.pdf (2013.12.09 閲覧)
- 内閣府犯罪被害者等施策推進室『犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案(pdf 版)犯罪被害者等の関わる様々な問題』<http://www8.cao.go.jp/hanzai/shien/handbook/pdf/6.pdf> (2013.12.16 閲覧)
- 特定非営利活動法人 しあわせなみだ『被害に遭ってからすぐ』(2013.12.15 閲覧)
- 大森典子、河田文子(2010)『「慰安婦」問題が問うてきたこと』岩波ブックレット
日本の戦争責任資料センター アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」
(2007)『ここまでわかった！日本軍「慰安婦」制度』かもがわ出版
吉見義明(2010)『日本軍「慰安婦」制度とは何か』岩波書店
<http://wam-peace.org/ianfu-mondai/qa/>

中川かおり「特集 人身取引 人身取引に関する国際条約と我が国の法制度(総論)」
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/220/022002.pdf> (2013.10.16 閲覧)
日本軍慰安婦歴史館『名称および性格付け』
http://www.hermuseum.go.kr/jpn/sub01/sub010104.asp?s_top=1&s_left=1&s_deps=4
(2013.10.13 閲覧)
デジタル資料館 慰安婦問題とアジア女性基金 「慰安婦とは 慰安所の設置」『岡村
寧次大将資料第一 戦場回想編』 <http://www.awf.or.jp/1/facts-01.html> (2013.10.19
閲覧)
外務省 HP「慰安婦関係調査結果に関する河野内閣官房長官談話」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (2013.10.18 閲覧)
朝日新聞デジタル「河野談話見直し『総理が言うことは控える』安倍首相」
<http://www.asahi.com/politics/update/0131/TKY201301310269.html>(2013.10.18 閲覧)
朝日新聞デジタル「官房長官 河野談話の見直し否定 米前駐在大使の懸念に」
<http://www.asahi.com/politics/update/0507/TKY201305070356.html>(2013.10.18 閲覧)
外務省 HP「慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ianfu.html>(2013.10.18 閲覧)